

平成 20 年 9 月 1 日

金融庁

「多重債務者対策本部 有識者会議」資料

高等学校における「多重債務」に関する授業について  
—— 「公民科」を主とした、金融経済教育の一環として ——

神奈川県立海老名高等学校教諭

梶ヶ谷 穰

## 金融庁・多重債務者対策本部の有識者会議資料

平成 20 年 9 月 1 日  
神奈川県立海老名高校教諭  
梶ヶ谷 穰

- [1] はじめに
- [2] 「公民科」における「多重債務」学習は・・・
  - (1) 『現代社会』（標準単位数 2 単位）
    - 学習指導要領での「多重債務」、そして教科書等の内容は・・・
    - 消費者関連法や悪質商法の記述にウエイトが置かれている。
  - (2) 『政治・経済』（標準単位数 2 単位）
    - 学習指導要領での「多重債務」、そして教科書等の内容は・・・
    - 『現代社会』同様、消費者関連法や悪質商法の記述にウエイトが置かれている。
- [3] 「家庭科」における「多重債務」学習は ～主に本校を例にして。
  - (1) 『家庭基礎』と『家庭総合』
    - 学習指導要領での「多重債務」、そして教科書等の内容は・・・
    - 「公民科」の学習内容に加えて、3 者間契約、さらに利息や自己破産などの記述内容も「公民科」よりも多い。
    - なお本校では、『家庭総合』消費者問題部分を 5～6 時間で実施しているとのこと。
- [4] 本校「公民科」『現代社会』、最近の「多重債務」関連の具体的な授業内容は・・・  
～ 『現代社会』の実授業時数は 56～60 時間か？
  - (1) 基本的には教科書・資料集の使用、ただ公民科（社会科）の教師はこの分野（消費者問題の分野は）苦手か。
  - (2) その他の教材・資料の活用例
    - ① ヤミ金による債務者やその家族への脅迫のダビングテープを使用
    - ② 金融広報中央委員会（日銀情報サービス局）の各種資料の活用
      - 『これであなともひとり立ち』[ワーク 9] 金利と法律に強くなる、さらに『きみはリッチ?』を活用する。
    - ③ 神奈川県・高校生用消費者教育冊子『DESIRE'08』・・・の活用
      - 「家庭科」の『家庭総合』で利用・・・[公民科との調整]
      - ※ 金広委・資料は「公民」で、県の資料は「家庭科」で活用する。
- [5] その他の教科・科目における「多重債務学習」を考える。
  - (1) 総合的な学習の時間・・・「環境」や「キャリア」が主な学習内容か。
  - (2) LHR（ロングホームルーム）の時間・・・少ない授業時間数や、LHRで行うことが多くて無理。またクラス担任が「多重債務」問題を扱うことも、知識や情報の観点から無理であろう（特に「公民科」や「家庭科」以外の教科・科目の担当者[担任の場合]は?)。
  - (3) かつて「数学」において利息計算の授業を実施し、生徒からは好評であった[他教科による意外性から、新鮮!!]（数学・公民科の教員の問題意識の共有と協力が必要）。
- [6] ‘まとめ’として・・・「多重債務」防止教育の拡充のために
  - (1) 「学習指導要領」における取り扱い如何なのでは!?
  - (2) 適切な教材・資料の活用
  - (3) 教員の研修機会の拡充など

## 第3節 公民

### 第1款 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

### 第2款 各科目

#### 第1 現代社会

##### 1 目標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

##### 2 内容

###### (1) 現代に生きる私たちの課題

現代社会の諸問題について自己とのかかわりに着目して課題を設け、倫理、社会、文化、政治、経済など様々な観点から追究する学習を通して、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考えることの大切さを自覚させる。

###### (2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

現代社会について多様な角度から理解させるとともに、青年期の意義、経済活動の在り方、政治参加、民主社会の倫理、国際社会における日本の果たすべき役割などについて自己とのかかわりに着目して考えさせる。

###### ア 現代の社会生活と青年

大衆化、少子高齢化、高度情報化、国際化など現代社会の特質と社会生活の変化について理解させる。また、生涯における青年期の意義と自己形成の課題について考えさせるとともに、自己実現と職業生活、社会参加に触れながら、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる。

イ 現代の経済社会と経済活動の在り方 →（「消費者問題」等の記述は特になし！）  
現代の経済社会における技術革新と産業構造の変化、企業の働き、公的部門の役割と租税、金融機関の働き、雇用と労働問題、公害の防止と環境保全について理解させるとともに、個人と企業の経済活動における社会的責任について考えさせる。

## ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理

基本的人権の保障と法の支配，国民主権と議会制民主主義，平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ，日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに，世論形成と政治参加の意義について理解させ，民主政治における個人と国家について考えさせる。また，生命の尊重，自由・権利と責任・義務，人間の尊厳と平等，法と規範などについて考えさせ，民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

## エ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

世界の主な国の政治や経済の動向に触れながら，人権，国家主権，領土に関する国際法の意義，人種・民族問題，核兵器と軍縮問題，我が国の安全保障と防衛，資本主義経済と社会主義経済の変容，貿易の拡大と経済摩擦，南北問題について理解させ，国際平和や国際協力の必要性及び国際組織の役割について認識させるとともに，国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考えさせる。

### 3 内容の取扱い

(省略)・・・「消費者問題」に関しての直接的な内容・記述は特にないので。

## 第2 倫理 (省略)

## 第3 政治・経済

### 1 目標

広い視野に立って，民主主義の本質に関する理解を深めさせ，現代における政治，経済，国際関係などについて客観的に理解させるとともに，それらに関する諸課題について主体的に考察させ，公正な判断力を養い，良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

### 2 内容

#### (1) 現代の政治

現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め，基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに，民主政治の本質について探究させ，政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

#### ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法の基本的性格と国会，内閣，裁判所などの政治機構を概観し，政治と法の機能，人権保障と法の支配，権利と義務の関係，議会制民主主義について理解させ，民主政治の本質や現代政治の特質について探究させるとともに，政党政治や選挙などに着目して，望ましい政治の在り方及び主権者としての参政の在り方について考察させる。

#### イ 現代の国際政治

国際政治の動向，人権，国家主権，領土などに関する国際法の意義，国際連合をはじめとする国際機構の役割，我が国の防衛を含む安全保障の問題について理解させ，国際政治の特質や国際紛争の諸要因について探究させるとともに，国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

## (2) 現代の経済

現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済の国際化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の機能について理解させるとともに、その特質を探究させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

### ア 経済社会の変容と現代経済の仕組み

資本主義経済及び社会主義経済の変容、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、資金の循環と金融機関の働きについて理解させ、現代経済の特質について探究させるとともに、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

### イ 国民経済と国際経済

貿易の意義と国際収支の現状、為替相場の仕組み、国際協調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ、国際経済の特質について探究させるとともに、国際経済における日本の役割について考察させる。

## (3) 現代社会の諸課題

政治や経済に関する基本的な理解を踏まえ、現代の政治や経済の諸課題を追究する学習を行い、望ましい解決の在り方について考察させる。

### ア 現代日本の政治や経済の諸課題

大きな政府と小さな政府、少子高齢社会と社会保障、住民生活と地方自治、情報化の進展と市民生活、労使関係と労働市場、産業構造の変化と中小企業、消費者問題と消費者保護、公害防止と環境保全、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて考察させる。

### イ 国際社会の政治や経済の諸課題 (省略)

## 3 内容の取扱い

### (1) 省略

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮すること。

#### ア 略

#### イ 略

ウ 内容の (3) については、この科目のまとめとしての性格をもつものであることに留意し、内容の (1) 及び (2) で学習した成果を生かし、地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択して追究させること。その際、政治や経済の基本的な概念や理論の理解の上に立って、事実に基づいて多様な角度から考察し、理論と現実との相互関連を理解させること。

## 第3款 各科目における内容の取扱い

各科目の指導に当たっては、情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮するものとする。そのため、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物その他の資料に親しみ、活用すること、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめたりすることなど様々な学習活動を取り入れるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して学習の効果を高めるよう工夫するものとする。

[文科省HPより、なお上記の太字・下線等は梶ヶ谷が記入]

## 第9節 家庭

### 第1款 目標

人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

### 第2款 各科目

## 第1 家庭基礎

### 1 目標

人の一生と家族・福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

### 2 内容

- (1) 人の一生と家族・福祉 (省略)
- (2) 家族の生活と健康 (省略)
- (3) 消費生活と環境**

家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者として責任をもって行動できるようにする。

#### ア 家庭の経済と消費

家庭の経済生活、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。

#### イ 消費行動と環境

現代の消費生活と環境とのかかわりについて理解させ、環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直すことができるようにする。

- (4) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動 (省略)

### 3 内容の取扱い

・・・・・・・・ (省略) ・・・・・・・・

ウ 内容の(3)のアの消費者の権利と責任については、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。イについては、環境負荷の少ない生活の工夫に重点を置くこととし、地球環境問題に深入りしないこと。

## 第2 家庭総合

### 1 目標

人の一生と家族，子どもの発達と保育，高齢者の生活と福祉，衣食住，消費生活などに関する知識と技術を総合的に習得させ，生活課題を主体的に解決するとともに，家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

### 2 内容

- (1) 人の一生と家族・家庭（省略）
- (2) 子どもの発達と保育・福祉（省略）
- (3) 高齢者の生活と福祉（省略）
- (4) 生活の科学と文化（省略）
- (5) 消費生活と資源・環境

家庭の経済生活，消費者の権利と責任などについて理解させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，資源や環境に配慮し，消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。

#### ア 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させる。

#### イ 家庭の経済生活

家庭経済と国民経済とのかかわりについて理解させ，主体的な家計管理と家庭の経済計画の重要性について認識させる。

#### ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題，消費者問題と消費者の保護，消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ，消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにする。

#### エ 消費行動と資源・環境

現代の消費生活と資源や環境とのかかわりについて理解させ，環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直し，環境に調和した生活を工夫できるようにする。

- (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動（省略）

### 3 内容の取扱い

#### 省 略

オ 内容の(5)のウについては，契約，消費者信用，問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて，消費者の権利と責任について具体的に理解させることに重点を置くこと。  
エについては，生活と資源や環境とのかかわりについて具体的に理解させることに重点を置くこととし，地球環境問題に深入りしないこと。

[文科省HPより、なお上記の太字・下線等は梶ヶ谷が記入]